平成２２年（フ）第１７０２号
埼玉県志木市上宗岡５丁目18番13号、旧住所埼玉県志木市中宗岡１丁目10番28号
破産者　油利　　誠
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０３号
埼玉県志木市上宗岡５丁目18番13号、旧住所埼玉県志木市中宗岡１丁目10番28号
破産者　油利佳乃子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
相模原市中央区矢部２丁目１番16号
破産者　岸野　　浩
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４１４号
山梨県甲府市横根町441番地８
破産者　田中　博之
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
山梨県甲府市古上条町804番地６
破産者　河口　妙子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８７２号
静岡市駿河区高松１丁目23番19号
破産者　大山　　昇
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１３号
静岡市清水区長崎南町１番１号　グランベールイナバ101号室、旧住所静岡市清水区殿沢２丁目２番６号
破産者　秋山　武久
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４号
静岡県沼津市下香貫大久保2370番地の11、前住所静岡県沼津市下香貫藤井原1638番地の２
破産者　西田　郁子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
静岡県伊豆市熊坂1197―24、住民票上の住所神奈川県横浜市神奈川区西大口166番地
破産者　門松　　豊
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
三重県伊賀市小田町542番地の31
破産者　西澤　佳世
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１０４５３号
大阪府箕面市粟生外院１丁目16番Ｂ―715号
破産者　七里　一秀
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４４号
大阪府門真市向島町９番11号
破産者　三浦　義昌
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０３号
大阪府守口市寺方錦通３―７―８ルカーノ錦305号室、開始決定時住所大阪府門真市本町６番11号
破産者　吉田　正幸
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６３号
大阪府大東市寺川３丁目１番21号、開始決定時の住所大阪府大東市三箇６丁目14番13号
破産者　ハヤシ精工こと　林　三四郎
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１０７号
大阪府茨木市水尾３丁目11番915号
破産者　豊田　　護
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５８号
大阪市平野区長吉六反４―６―33　長吉グリーンハイツ205号、開始決定時の住所大阪府大阪市平野区長吉六反４丁目８番40号
破産者　川村木工所こと　川村亥佐治
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１４号
大阪府池田市緑丘２丁目４番113―608号、前住所兵庫県川西市丸山台２丁目33番地の14
破産者　吉原　　輝
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３３号
大阪府門真市四宮５丁目６番24―602号
破産者　上山　直人
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５４号
大阪府高槻市西冠１丁目24番８号
破産者　川端清一郎
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部